

一般財団法人日本海事協会による無人航空機の機体認証検査実施に関する規約

一般財団法人日本海事協会（以下、「弊会」という）への第二種機体認証の検査申込に関し、弊会に第二種機体認証の検査を申し込む個人又は法人（以下、「申込者」という）は以下の「一般財団法人日本海事協会による無人航空機の機体認証検査実施に関する規約（以下、「本規約」という）」により取り扱うものとします。お申込み前に本規約をお読みいただき、内容をご了承のうえ申込みをしてください。なお、弊会に検査申込書が提出されたことを以て、申込者が本規約の内容に同意したものとみなします。

1. 個人情報の利用

申込者から頂いた個人情報は、弊会が別に定める「[個人情報保護方針及び利用目的](#)」に従って適正に管理・利用いたします。

2. 弊会で行う機体認証検査

弊会で行う無人航空機の機体認証に係る検査は以下に示すものとなります。型式認証を取得していない型式の機体に関するもの等の以下に該当しないものはお引き受けできません。

① 第二種機体認証の新規検査

- (i) 型式認証を受けた型式の無人航空機（航空の用に供していない無人航空機）
- (ii) 型式認証を受けた型式の無人航空機（航空の用に供した無人航空機）：設計者等による整備等が実施されたものに限る。

② 第二種機体認証の更新検査：設計者等による整備等が実施されたものに限る。

3. 検査の手数料

弊会で行う機体認証に係る検査の手数料は以下の通りです。

区分	手数料（カッコ内は税抜き）
新規（新造機）	3,080 円（2,800 円）
更新及び新規（中古機*）	8,140 円（7,400 円）

*航空の用に供した無人航空機又は登録を受けてから 1 ヶ月を超えた無人航空機のこと

4. 検査の手続き

弊会は、以下の手順により検査の手続きを進めます。

- ① 申込者が、ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）において、希望検査機関として「一般財団法人 日本海事協会」を選択したうえで機体認証を申請する。
- ② 国土交通省からの検査開始依頼が弊会に届いた後に、弊会は申込者宛てに検査申込書を送付する。
- ③ 申込者は、必要事項を記入のうえ弊会（uav-inspection@classnk.or.jp）宛てに検査申込書を送付する。
- ④ 弊会は、検査申込書の確認後に申込者宛てに手数料の請求書を送付する。

- ⑤ 申込者は、所定の金額を弊会に支払う。
- ⑥ 弊会は、手数料の入金を確認後、弊会での検査を開始する。検査の過程で必要に応じて申込者に対して提出書類の修正等を依頼する。
- ⑦ 弊会は検査完了後、国土交通省あてにその旨を通知する。
- ⑧ 国土交通省での手続後、申込者は機体認証書を受領する。

5. 解約・返金

申込者又は弊会が次の各号の一にでも該当する場合（以下該当する当事者を「該当者」という）、該当者の相手方（以下「非該当者」という）は、何らの通知または催告をすることなく、直ちに申込みの取り下げ又は検査を中止することができるものとします。

- ① その責に帰すべき事由により非該当者に損害を与えたとき。
- ② 合併によらず解散したとき。

なお、返金には、事務手数料として一律 2,300 円を頂戴しますので、予めご了承ください。

6. 反社会勢力との関係排除

弊会は、反社会的勢力関係者（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員等）からの第二種機体認証の検査申込はお断りしています。弊会は、申込者が、上記反社会的勢力関係者に該当すると判断した場合、何らの催告なくして直ちに検査を中止し、本規約を解除します。なお、本項に基づいて本規約が解除された場合、(i)解除された者は、相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとし、(ii)解除された者は、解除により生じる損害について、相手方に対し、一切の請求を行わないものとする。

7. 免責事項

地震、火災、その他のやむを得ない事情による検査手続きの中止、遅延等につきましては、弊会は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

8. 本規約の変更について

弊会は、本規約を予告なく変更することがあります。本規約を変更した場合には、速やかに弊会ホームページ上で最新版を公表いたします。なお、本規約が変更された場合であってもそれ以前に申込みのあった機体認証検査に関しては申込みの時点で最新の本規約を引き続き適用します。

9. 本規約に関する協議について

本規約に定めのない事項或いは本規約の解釈について疑義が生じた場合には、当事者間で協議のうえ解決を図るものとします。

10. 準拠法及び裁判管轄について

この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

また、申込者と弊社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1 1. 施行日

当規約は、2024年6月13日をもって、発効します。